

慶長九年閏八月二日

山城守兼直江

〔春日記録六〕慶長十年六月廿四日、兩堂住注進云、昨夜御廊ノ軒釣灯呂二基盜取云々、鑱ヲスツ切タルト云々、大久保石州寄進ノ灯呂也、祈禱師神人ハ南郷喜右衛門也、則下臈へ可致注進由申付了、廿六日、從折紙到來、灯呂之儀付火ヲ參ス番ノ神人成敗了、

北郷内藏 同 四郎左衛門 南郷修理

右兩三人、依曲事之子細加成敗候、如先規被得其意、可有御下知之旨、下臈分集會評定候也、恐々謹言、

六月廿六日

下臈分衆等

兩總官御中

晦日、成敗神人免除之折紙付了、

北郷 四郎左衛門 同内藏 南郷 修理

依曲事子細雖加成敗候、達而懇望之間、令免除候、被得御意、可有御下知旨、下臈分集會評定候也、恐々謹言、

六月晦日

下臈分衆等

兩總官御中

〔奥州波奈志〕猫にとられし盜人

奥の正ほう寺焼失のこと有し、のち諸國の末寺へ納物の事沙汰有しに、江戸なる徳安寺は、末寺につき、半鐘とそうばんをわりつけられしに、其品出來せしかば、和尚持參して奥へ旅立とて、曉天に立て、千手に小休して有し時、希代の珍事出來せしとて、寺より飛きやく追付たり、その故は和尚立後人少なるをみ込て、盜人の内をうかぶとて、せうじの紙を舌にてぬらし、穴を明ん